

「大学図書館における文献複写に関する実務要項」解説

国公立大学図書館協力委員会
大学図書館著作権検討委員会

はじめに

国公立大学図書館協力委員会（以下、協力委員会という。）は長年にわたって、（社）日本複写権センター（以下、センターという。）と著作権法（以下、法という。）第31条の運用について協議を行ってきました。特にセルフ式コピー機による文献複写に関して「大学図書館における文献複写に関する実務要項 A（案）」（以下「実務要項 A（案）」という。）を平成11年に作成し、法第31条の範囲内での運用を図るべく協議を継続してきました。さらに、この「実務要項 A（案）」を具体化するためのアクションプランとして、著作権啓発ポスターの作成配布、誓約書をかねた文献複写申込書雛形の作成、『大学図書館における著作権問題 Q&A』（以下『Q&A』という。）の作成、などを策定し、著作権思想の普及を促進するなど具体的対応を進めてきました。

協力委員会の専門委員会である大学図書館著作権検討委員会（以下、検討委員会という。）が、平成14年12月3日にセンターとの間で最終協議を行った結果、今回送付した「大学図書館における文献複写に関する実務要項」（以下「実務要項」という。）に基づいてセルフ式コピー機による文献複写を厳格に管理・運用していくことが合意されました。

（検討委員会の設立及びセンターとの協議等に関しては大学図書館協力ニュース Vol.23, No.6（2003.3）の「著作権関係の動向」関連記事をご参照ください。）

検討委員会では、各大学図書館でこの「実務要項」を十分ご理解いただき、適切に運用いただけるよう、「実務要項」の各条項の具体的解説に、運用上の留意点及びアクションプランとの関連などを交え、以下に取りまとめましたので、今後の業務の参考にしてください。

解説

）「（趣旨）」について

（趣旨）の（1）において、大学図書館が法に則って所蔵資料の複製を提供していることを明記する一方、センターと大学図書館との間で複製の範囲及び提供の方法について協議する必要があったこと、特にセルフ式自動コピー機による複製を行う場合の大学図書館の運用指針を明確にし、これを各大学図書館が遵守することによって、大学図書館において無許諾で行われるセルフ式コピー機による複製が法第31条の範囲内で行われているものであることを保証することが目的であると、この「実務要項」を位置づけています。

同（2）において、当初、センターは法第31条の「図書館等」の範囲は、中央館（本館）及び分館までと厳格に規定すべきとしていましたが、大学図書館から学内の図書館運営の実

状を説明した結果，カッコ内の条件を満たす範囲であれば「図書館」とみなすこととなったことを明記しています。ここで言う「学部等」の「等」には，学科，研究科，学内共同利用施設などが含まれます。したがってこの「図書館」に該当しない施設で行われる文献複写は本「実務要項」の対象外となりますのでご注意くださいとともに，各大学における「図書館」の範囲を規程・規則等で明確に定めておくことが望まれます。

同(3)において，この「実務要項」に規定していることを超える複製の取扱いを記しています。大学図書館は，「実務要項」に規定されていること以外であっても，日常的なサービスとして実施することが必要であれば，センターと協議し，許諾契約を結んで複製を行うことができます。(すべての著作者がセンターに権利行使を委託しているわけではないので，その場合には別途の協議が必要となります。)なお，具体的な許諾対象や契約方法などについては，今後大学図書館とセンターとの協議によって確認される予定であり，その後契約パターンの分析と各パターンに即した契約書雛形の作成が検討される予定となっています。

) 「1. 著作権法尊重態度の周知」について

• 「(周知)」について

ここでは，大学図書館はあらゆる機会を利用して，利用者に著作権の存在を知らしめるとともに，著作権を尊重し著作権法を逸脱する行為を行わないよう周知徹底するよう努めるべきであるとしています。

協力委員会では，アクションプランの一つとして，平成13年度に日本図書館協会と共同で「資料には著作権があります」という著作権啓発ポスターを作成し，全大学図書館に配布しました。既に多くの図書館においてコピー機の近くに掲示されていることとします。まだ掲示していない図書館については早急な対応をお願いします。

また，ガイダンスや研修会など活用できるあらゆる機会を利用して利用者に対する周知を図るよう，また職員に対する研修の充実を図るようご留意ください。

• 「(周知内容)」について

ここでは，具体的な周知内容が5項目にわたって示されています。内容的には，おおよそ法第31条1項を項目立てしたものであるといえます。

特に協議で問題となった点は，定期刊行物における「発行後相当の期間を経た」の扱いで，標記のように「次号が既刊となったもの，または発行後3か月を経たもの」とする意見から，「3か月を経た後も市場に流通している限りは相当期間を経たとは認めない」とする意見までありましたが，標記の内容を大学図書館全体の統一された運用指針として，大学図書館が厳格に遵守することとなりました。これに関しては，セルフ式コピー機が設置されている場所のみでなく，定期刊行物の最新号が配架されている場所でも同様の注意書きをするなど，周知を図り十分な理解が得られるよう留意してください。

なお、周知内容の具体的な運用については、アクションプランで作成した『Q&A』の「2.複製権の権利制限のいろいろ（法31条の条文解釈）」の中で、例えば「（公表された著作物の一部）」「（発行後相当期間）」などとして解説していますので御参照願います。

) 「2.セルフ式自動コピー機（以下「コピー機」という。）による複製」について

- 「（コピー機の管理）」について

ここでは、コピー機が図書館の管理下において適正に使用され、したがってコピー機による複製が法第31条に基づく複製であることを証明するための措置が5項目にわたって示されています。各図書館では、利用者用コピー機について管理責任者を定める必要があります。この管理責任者には、通常、コピーサービスの現場責任者を充てることが望ましいと思われまます。

なお、コピー機のハードウェアとしての管理を業者（生活協同組合など）に委託している大学図書館も多いと思いますが、ここで言う「管理」はそのコピー機で行われるサービスとしての文献複写に対する管理を指すので、管理責任者には図書館職員が当たることとしています。

- 「（複写申込）」について

ここでは、法第31条に規定する範囲を超えた複製が行われていないことを証明するため、申込用紙を用いた申請とそれに対する確認を行うべきことが記されています。必要な記載事項を網羅した申込用紙として、アクションプランの中で申込書の雛形を作成し、『Q&A』の付録4として公表しています。この雛形には、次に定められている誓約内容も盛り込まれていますので、今後図書館で申込用紙を作成される場合はこれを参考にしてください。

- 「（誓約書）」について

ここでは、複製を求める利用者に対し、法を遵守することを改めて確認するための措置として、誓約書の提出を図書館が指示することとしています。誓約書の形式は特に問われておりませんので、申込書とは別に標記の内容を盛り込んだ誓約書を用意して提出させても結構ですし、標記の内容が記されている複写申込書を提出させる方法を取ることも可能です。

- 「（点検）」について

ここでは、利用者が行う複製について、法第31条の範囲を超えた複製かどうかをコピー機の管理責任者が確認する手続きが記されています。この確認を行うためにも、コピー機は随時監督できる場所に設置される必要があります。

申込用紙の保管期間は、各大学図書館の同種書類の保管期間に準じて定めるようにしてください。

- 「(予防措置)」について

ここでは、法第 31 条に規定する範囲を超えた複製が無意識のうちに行われないうよう、図書館が十分な周知を図るべきことが改めて記されており、掲示による注意喚起の徹底は最低限実施すべき事項とされています。事情が許せばさらに、特に定期刊行物の最新号については、他と区別できるカバーを装備するなど外見上から容易に確認できる工夫をすることも考えられるでしょう。

- 「(その他)」について

申込用紙の破棄に当たっては、利用者のプライバシー保護に十分留意してください。

おわりに

著作権は、著作者の財産権であり私権であり、これが守られることによって文化の更なる発展が期待されます。一方図書館は、著作物を人類の文化の共有財産として保存提供することを基本的な使命としています。著作権者と図書館とは対立しあうものではなく、協力連携していくべきものです。このような考えから協議が継続され、今回公けとなった「実務要項」が生まれました。今後はこれをさらに両者協力して守り育てていかなければなりません。各図書館の御理解と御協力をよろしくお願いします。

なお、このことに関するお問合せは、検討委員会を構成する以下の機関でお受けいたします。設置母体別に窓口を設定させていただきますので、原則としてそれぞれ対応するところへお問合せください。

国立大学図書館協議会加盟館	:	東京大学附属図書館 埼玉大学附属図書館
公立大学協会図書館協議会加盟館	:	横浜市立大学学術情報センター
私立大学図書館協会加盟館	:	早稲田大学図書館 慶應義塾大学三田メディアセンター

以上